

議案第19号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に相模原市を加え、これに伴い関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成22年 2月17日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第3条第2号中「横浜市」の次に、「相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

提 案 要 旨

地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）の一部が改正されたことに伴い、相模原市を関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により提出する。